

松本市廃棄物処理施設設置審査会設置要綱

(設置)

第1 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の許可(変更の許可を含む。)に
当り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条の2第3項及
び第15条の2第3項の規定により生活環境の保全に関し専門知識を有する者の意見を聴く
ため、松本市廃棄物処理施設設置審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

第2 審査会は、委員6人以内で組織する。

2 委員及び専門委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

3 審査会に、専門事項を審査させるため必要に応じて、専門委員を置くことができる。

(任期)

第3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員は、必要意見の聴取が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5 審査会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、個別に委員の意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 審査会の庶務は、環境エネルギー部廃棄物対策課が行う。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。